

環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令の一部を改正する政令案 参照条文

◎ 環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるものにあつては政府が、それ以外の地域又は水域にあつてはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ行うものとする。

3・4 （略）

◎ 環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）（抄）

（環境基本法第十六条第二項の政令で定める水域）

第一条 環境基本法第十六条第二項の政令で定める水域は、別表に掲げる水域とする。